平成２６年（フ）第５４２２号
大阪市旭区中宮５丁目６番25号
債務者　藤田ひとみ（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４４５号
大阪市東成区中道１丁目５番24号
債務者　浅木太範こと　文　　太範
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４６８号
大阪府門真市野里町17番５号　アーバンハイツ京阪大和田302号
債務者　大瀬良浩二
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３号
奈良県生駒市小瀬町54番地　クールヴェルビュ301
債務者　武田　厚志
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８９号
香川県丸亀市川西町北136番地22
債務者　西本　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第９０号
香川県丸亀市川西町北136番地22
債務者　西本多惠子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第９２号
香川県丸亀市城西町１丁目１番８－103号　タウンハイツ京都
債務者　山道　敏彦
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第９９号
香川県坂出市西大浜南３丁目５番12号
債務者　田邊　　宏
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第５１８号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目32番地10　グレースハイム102
債務者　加納　園惠
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７１号
千葉県香取郡多古町飯笹1093番地327
債務者　佐藤里恵子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３６１号
北海道北斗市七重浜８丁目24番40号
債務者　畑山　恵一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６８号
函館市桔梗町64番地66　パルティールⅠ２階202号室
債務者　山口　伸子（旧姓竹原）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３７０号
函館市松風町13番15号　ほくおう松風301
債務者　藤井　正則
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４３５号
仙台市青葉区愛子東６丁目３番16号　プラザ・ヴ・エスプリⅠ－202、従前の住所仙台市青葉区錦ケ丘５丁目12番地の11
債務者　伊藤　正敏
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６６１号
仙台市若林区沖野７丁目39番75号　菅原レジデンスⅡ－203、従前の住所仙台市青葉区みやぎ台２丁目12番11号
債務者　猪股　香織
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６８０号
仙台市太白区四郎丸字吹上46番地　雇用促進住宅四郎丸宿舎２号棟104
債務者　斉藤　　勉
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７０３号
仙台市泉区泉ケ丘３丁目16の１　ヴィヴァシティ泉ケ丘103号、住民票上の住所宮城県黒川郡大和町落合舞野字仲江１番地の２
債務者　浅野　　正
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係